



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年8月28日金曜日 第2702号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則..... (自然保護課) ... 812

## 告 示

農用地利用配分計画の認可申請..... (農産園芸課担い手・農地保全対策室) ... 814

農用地利用配分計画の認可..... ( " ) ... 814

漁業免許の内容等の公示..... (水産課) ... 814

構造計算適合性判定の委任..... (建築住宅課) ... 817

土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 817

道路の区域変更(県道新居浜土居線)..... (東予地方局管理課) ... 818

道路の区域変更(県道新居浜東港線)..... ( " ) ... 818

道路の区域変更(県道久米垣生線)..... (中予地方局管理課) ... 818

道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 819

指定居宅サービス事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 819

指定介護予防サービス事業者の指定..... ( " ) ... 819

指定居宅介護支援事業の廃止..... ( " ) ... 819

道路の区域変更(一般国道380号)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 820

落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 820

## 公 告

土地(建付地)の売払い..... (総務管理課) ... 820

サーベイメータ及びデジタル式警報線量計(アロカ製)保守点検業務の委託..... (原子力安全対策課) ... 822

毒物劇物取扱者試験の合格者..... (薬務衛生課) ... 822

技能検定の合格者..... (労政雇用課) ... 823

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第40号

愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年8月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県立自然公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地域内の行為の許可基準) <b>第16条の3 省略</b> 2～11 省略 <u>12 条例第21条第4項第1号に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。</u> <u>(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の</u>	(特別地域内の行為の許可基準) <b>第16条の3 省略</b> 2～11 省略

和が2,000平方メートル以下の太陽光発電施設であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものの新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下の太陽光発電施設であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものの新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

13 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号\_\_\_\_\_及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア～ウ 省略

(2) 省略

14 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、\_\_\_\_\_前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア～オ 省略

カ 前項第1号ア又はイに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 条例第21条第4項第14号に掲げる行為に係る許可基準は、第25項第1号の規定の例によるほか、同条第4項第14号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動

12 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号\_\_\_\_\_の規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当する行為にあつては、この限りでない。

ア～ウ 省略

(2) 省略

13 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア～オ 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 条例第21条第4項第14号に掲げる行為に係る許可基準は、第24項第1号の規定の例によるほか、同条第4項第14号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動

物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

- 28 省略
- 29 省略
- 30 省略
- 31 省略

( 工作物の基準 )

第18条 条例第32条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 海域以外の区域

ア～ケ 省略

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル

- (2) 省略

物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

- 27 省略
- 28 省略
- 29 省略
- 30 省略

( 工作物の基準 )

第18条 条例第32条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 海域以外の区域

ア～ケ 省略

- (2) 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則第16条の3第12項の規定は、この規則の施行の日以後にされる愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)第21条第4項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1071号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
農事組合法人ほのほの農園	愛媛県伊予郡松前町大字大溝611番地5	愛媛県伊予郡松前町大字大溝字叶田175番1ほか1筆	5,125

2 申請年月日

平成27年 8月 5日

○愛媛県告示第1072号

平成27年 7月13日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積(㎡)
北谷 由起雄	愛媛県松山市中島大浦2388番地	愛媛県松山市中島大浦4106番ほか1筆	9,856
竹村 太成	愛媛県松山市土手内100番地1	愛媛県松山市庄乙526番1	9,153
能田 英文	愛媛県松山市門田町108番地1	愛媛県松山市門田町732番ほか7筆	7,451

2 認可年月日

平成27年 8月18日

○愛媛県告示第1073号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) ア 免許番号 宇区第176号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 西予市明浜町俵津地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域  
基点 A 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸南西端

B 西予市明浜町俵津3 - 31 - 1 南側沿岸荷揚  
場南西端

点 ア Aから150度見通し50メートルの点

イ Bから184度見通し200メートルの点

ウ 地元地区 西予市明浜町

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(2) ア 免許番号 宇区第177号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域  
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域  
基点 A 宇和島市下波仏簀岩場に設置された金属鉾  
点 ア Aから171度24分31秒160メートルの点  
イ Aから213度39分29秒240メートルの点  
ウ Aから264度04分31秒233メートルの点  
エ Aから277度46分38秒60メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(3) ア 免許番号 宇区第178号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域  
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域  
基点 A 宇和島市下波仏簀岩場に設置された金属鉾  
点 ア Aから158度16分30秒430メートルの点  
イ Aから161度13分02秒642メートルの点  
ウ Aから171度24分31秒670メートルの点  
エ Aから179度11分28秒480メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(4) ア 免許番号 宇区第179号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域  
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域  
基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉾  
点 ア Aから29度18分47秒990メートルの点  
イ Aから11度02分41秒1,130メートルの点  
ウ Aから15度14分15秒1,277メートルの点  
エ Aから31度19分35秒1,125メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(5) ア 免許番号 宇区第180号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域  
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域  
基点 A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属鉾  
点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点  
イ Aから53度27分44秒72メートルの点  
ウ Aから54度41分24秒161メートルの点  
エ Aから117度29分02秒165メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(6) ア 免許番号 宇区第181号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先
- (ウ) 漁場の区域  
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鈹  
 点 ア Aから143度45分54秒455メートルの点  
 イ Aから127度51分58秒355メートルの点  
 ウ Aから117度46分03秒491メートルの点  
 エ Aから131度45分51秒568メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(7) ア 免許番号 宇区第182号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鈹  
 点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点  
 イ Aから128度52分08秒68メートルの点  
 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点  
 エ Aから143度32分09秒209メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(8) ア 免許番号 宇区第183号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市島津隧道抗口より南へ60メートルに設置された金属鈹  
 点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点  
 イ Aから276度46分41秒301メートルの点  
 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点  
 エ Aから22度51分03秒362メートルの点  
 オ Aから338度28分53秒98メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(9) ア 免許番号 宇区第184号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈹  
 点 ア Aから0度41分03秒920メートルの点  
 イ Aから350度53分52秒1,102メートルの点  
 ウ Aから358度35分46秒1,227メートルの点  
 エ Aから8度20分31秒1,070メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

(10) ア 免許番号 宇特区第301号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市下波地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域

基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鈹  
 点 ア Aから89度40分22秒248メートルの点  
 イ Aから329度58分42秒471メートルの点  
 ウ Aから350度30分14秒544メートルの点  
 エ Aから340度04分53秒718メートルの点  
 オ Aから11度02分41秒1,130メートルの点  
 カ Aから29度18分47秒990メートルの点  
 キ Aから31度19分35秒1,125メートルの点  
 ク Aから48度10分08秒1,145メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市下波

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(11) ア 免許番号 宇特区第302号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市戸島地先
- (ウ) 漁場の区域  
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

- 基点 A 宇和島市郡の標識
- B 宇和島市嘉島中の島東南端消波堤
- 点 ア Aから332度210メートルの点
- イ Bから105度490メートルの点
- ウ Bから106度709メートルの点
- エ Aから40度163メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市戸島

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなければならない。

2 免許予定日

平成28年 1月 1日

3 申請期間

平成27年 8月28日から11月13日まで

4 存続期間

(1) 区画漁業

平成28年 1月 1日から平成36年 3月31日まで

(2) 特定区画漁業

平成28年 1月 1日から平成31年 3月31日まで

○愛媛県告示第1074号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中村 時 広

1 名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区東日本橋一丁目1番4号

2 業務区域

愛媛県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

名 称	事務所の所在地
構造判定事業部	東京都中央区東日本橋一丁目1番4号
T B T C名古屋構造センター	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

判定を要する全ての建築物に係る判定の業務

5 行わせることとした構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成27年 8月20日

6 構造計算適合性判定を行わせることとした日

平成27年 8月20日

○愛媛県告示第1075号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 8月28日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	砂 原 吉 隆	今治市東村3丁目2番30号
"	越 智 米 明	今治市上徳甲457番地1
"	永 井 豊	今治市松木6番地の6
"	近 藤 徹 也	今治市喜田村4丁目13番35号
"	橘 常 雄	今治市五十嵐甲417番地
"	白 石 邦 尚	今治市四村86番地
"	藤 本 賢 二	今治市徳重259番地4
"	宇 高 宜 彦	今治市中寺646番地
"	本 宮 成 長	今治市中寺159番地2
"	阿 部 邦 夫	今治市新谷甲1113番地
"	阿 部 豊	今治市玉川町小鴨部甲355番地
"	越 智 博 正	今治市高橋甲723番地5
"	高 尾 健 次	今治市高橋甲164番地
"	越 智 寅 夫	今治市高橋甲1221番地3
"	長 野 幸 造	今治市別名721番地の1
"	川 原 保	今治市別名143番地1
"	仙 波 洋 一	今治市小泉1丁目6番13号
"	宇 高 久 敏	今治市馬越町3丁目1番7号
"	小 川 真 弘	今治市片山1丁目1番1号
"	谷 口 尚 温	今治市山路292番地
"	長 島 清 志	今治市大正町7丁目1番3号
"	土 岐 辰 紀	今治市高地町2丁目甲2121番地1
"	玉 井 榮 治	今治市南日吉町3丁目1番7号
"	上 田 忠	今治市美須賀町2丁目3番地の1
"	田 窪 憲 二	今治市山方町2丁目甲1152番地
"	岡 田 公 一	今治市石井町3丁目5番68号
"	矢 野 丈 一	今治市石井町3丁目2番14号
"	砂 田 虎 善	今治市八町西5丁目1番26号
"	近 本 静 信	今治市辻堂2丁目3番47号
"	石 川 博	今治市郷本町1丁目1番22号
"	櫛 部 和 彦	今治市南高下町1丁目1番24号
"	小 川 顯 一 郎	今治市土橋町1丁目6番3号
監 事	秋 山 浩 二	今治市上徳甲494番地2
"	友 澤 和 郎	今治市小泉2丁目9番12号
"	真 木 崇	今治市北日吉町2丁目2番40号
"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町3丁目1番18号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	砂 原 吉 隆	今治市東村3丁目2番30号
"	日 浅 哲 也	今治市上徳乙263番地の3
"	永 井 豊	今治市松木6番地の6
"	近 藤 徹 也	今治市喜田村4丁目13番35号
"	橘 常 雄	今治市五十嵐甲417番地
"	白 石 邦 尚	今治市四村86番地

"	藤 本 賢 二	今治市徳重259番地 4	"	門 岡 信 光	今治市南日吉町 1 丁目 2 番 3 号
"	本 宮 喜美男	今治市中寺674番地	"	上 田 忠	今治市美須賀町 2 丁目 3 番地の 1
"	本 宮 成 長	今治市中寺159番地 2	"	山 下 富士夫	今治市宮下町 3 丁目甲1701番地
"	矢 野 義 久	今治市新谷甲1363番地の 1	"	矢 野 典 明	今治市石井町 1 丁目10番 9 号
"	阿 部 静 男	今治市新谷甲1082番地	"	矢 野 昭 博	今治市石井町 2 丁目 4 番53号
"	越 智 博 正	今治市高橋甲723番地 5	"	砂 田 虎 善	今治市八町西 5 丁目 1 番26号
"	高 尾 健 次	今治市高橋甲164番地	"	近 本 静 信	今治市辻堂 2 丁目 3 番47号
"	越 智 寅 夫	今治市高橋甲1221番地 3	"	石 川 博	今治市郷本町 1 丁目 1 番22号
"	長 野 幸 造	今治市別名721番地の 1	"	櫛 部 和 彦	今治市南高下町 1 丁目 1 番24号
"	川 原 保	今治市別名143番地 1	"	小 川 顯一郎	今治市土橋町 1 丁目 6 番 3 号
"	友 澤 英 夫	今治市小泉 2 丁目 7 番36号	監 事	正 岡 俊 雄	今治市上徳乙71番地 6
"	長 野 寛	今治市常盤町 8 丁目 4 番42号	"	清 水 洋 次	今治市小泉 4 丁目10番30号
"	小 川 真 弘	今治市片山 1 丁目 1 番 1 号	"	真 木 崇	今治市北日吉町 2 丁目 2 番40号
"	谷 口 尚 温	今治市山路292番地	"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町 3 丁目 1 番18号
"	長 島 清 志	今治市大正町 7 丁目 1 番 3 号			
"	土 岐 辰 紀	今治市高地町 2 丁目甲2121番地 1			

○愛媛県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜土居線	新居浜市阿島 4 丁目甲526 - 2 地先から 同甲526 - 1 地先まで	旧	メートル 4.7 ~ 5.4	キロメートル 0.042	
			新	8.3 ~ 8.7	0.042	

○愛媛県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜東港線	新居浜市観音原町甲983番 1 から 同甲941番 9 まで	旧	メートル	キロメートル	
			新	16.5 ~ 39.6	0.440	

○愛媛県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1449番 5 から 同市古川南三丁目844番 5 地先まで	旧	メートル 23.7 ~ 71.3	キロメートル 0.317	
			新	23.7 ~ 71.3	0.317	

○愛媛県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1449番5から 同市古川南三丁目844番5地先まで	平成27年 8月28日

○愛媛県告示第1080号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 8月28日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社明幸商事	訪問介護きずな湯島	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地506番地1	平成27年 7月1日	訪問介護
株式会社明幸商事	デイサービスきずな湯島	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地506番地1	平成27年 7月1日	通所介護
有限会社タカハシ	デイサービスセンターももたろう	愛媛県八幡浜市1510番地53	平成27年 7月1日	通所介護
株式会社はなみずき	デイサービスはなみずき	愛媛県西予市宇和町坂戸437番地	平成27年 7月1日	通所介護

○愛媛県告示第1081号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 8月28日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社明幸商事	訪問介護きずな湯島	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地506番地1	平成27年 7月1日	介護予防訪問介護
株式会社明幸商事	デイサービスきずな湯島	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地506番地1	平成27年 7月1日	介護予防通所介護
有限会社タカハシ	デイサービスセンターももたろう	愛媛県八幡浜市1510番地53	平成27年 7月1日	介護予防通所介護
株式会社はなみずき	デイサービスはなみずき	愛媛県西予市宇和町坂戸437番地	平成27年 7月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1082号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 8月28日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃止年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社 ユーミーケア	ユーミーケア南予	愛媛県八幡浜市435番地35カネカビル1階	居宅介護支援	平成27年 7月31日



○愛媛県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	380号	喜多郡内子町日野川1211番3から 同町日野川1221番2まで	旧	メートル 5.2~12.5	キロメートル 0.137	
			新	11.1~51.5	0.131	

○愛媛県告示第1084号

次のとおり落札者を決定した。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
ファイリングシステム1式の借入れ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成27年7月8日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町1丁目1-15	411,588円 (月額)	一般競争入札	平成27年5月22日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土 地		建 物			予定価格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
西条市喜多川字上川原331番10	宅 地	224.95㎡	居 宅	木造瓦葺平家建	61.98㎡	11,640,000円
			物 置	コンクリートブロック造ビニール板葺平家建	3.61㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出  
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。  
ア 提出期間  
平成27年8月28日（金）から10月16日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）  
イ 提出場所  
愛媛県総務部総務管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2255

#### ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

#### エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成27年10月16日(金)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

#### (3) 契約条項を示す場所等

##### ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

##### イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

#### ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成27年 9 月25日(金)午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

#### 3 入札及び開札

##### (1) 入札及び開札の日時

平成27年10月30日(金)午前11時

##### (2) 入札及び開札の場所

西条市喜多川796 - 1

愛媛県西条庁舎 7 階中会議室

##### (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

#### 4 その他

##### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

##### (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

##### (4) 契約書作成の要否

要

##### (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

##### (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

##### (7) その他

詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

サーベイメータ及びデジタル式警報線量計（アロカ製）保守点検業務委託

## (2) 委託業務の内容及び数量

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期限

平成28年 3月18日（金）

## (4) 納入場所

入札説明書等による。

## (5) 入札方法

入札金額は、保守点検の対象となっているサーベイメータ及びデジタル式警報線量計の保守点検費用総額を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。

(3) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089 941 2111 内線2341

(2) 入札書の受領期限

平成27年10月5日（月）午後5時15分

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成27年10月8日（木）午前10時30分

愛媛県庁第1別館3階 災害対策室A

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## ア 受付期間

平成27年 8月28日（金）から平成27年10月1日（木）午後5時15分まで

## イ 受付場所

上記3の(1)に掲げる場所

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Survey meters and Electronic Pocket Dosimeters (made by Hitachi Aloka Medical CO.,LTD) maintenance outsourcing

(2) Time limit of tender: 10:30 a.m., 8 October, 2015

(3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL +81 89 941 2111 Ext 2341

## ○公 告

## 毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成27年 8月3日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成27年 8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10002	10007	10008	10013
10026	10027	10028	10032
10035	10038	10043	10045
10051	10057	10060	10068

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20006	20007	20009	20019
20053	20081	20085	20086
20090	20105	20108	20114
20118	20120	20122	20125

20126	20127	20128	20139
20142	20146	20150	20153
20154	20155	20158	20166
20167	20175	20176	20179
20180	20184	20185	20190
20192	20204	20206	20207
20209	20211	20213	20217
20229	20231	20236	20250
20254	20258	20259	

特定品目  
該当者なし

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成27年7月5日から8月8日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成27年8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 13	A 甲 15	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 21	C 1				

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	B 1	C 1	

機械加工（マシニングセンタ作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	

機械検査（機械検査作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	B 1

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24

建築大工（大工工事作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6

左官（左官作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21			